

## 議員提出議案第18号

東日本大震災の被災地の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災では、日本の観測史上最大となるマグニチュード9.0の地震を記録しました。巨大津波は東北地方から関東地方に至る広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、いまだ多数の方が行方不明となっています。被災された方々は今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活の再建と被災地の復旧・復興が強く求められていることから、さいたま市議会では去る5月2日に「東日本大震災における被災者救済等に関する意見書」を提出したところです。

震災後100日以上経過した現在においても、港湾や農地が壊滅的な打撃を受けた農林水産業をはじめとして、交通網等のインフラ分断の影響により生産・供給活動が縮小した経済状況にあります。

また、高濃度の放射性物質を放出させた福島第一原子力発電所の事故対応では、最終的な収束まで至っておりません。

更に、震災に対する海外の反応は、日本の経済・安全に懸念を示すものであり、海外からの投資や貿易に影響を与えています。

こうしたことから我が国全体に影響を及ぼす経済的打撃の克服、既存の原子力関連施設の安全性確保、新たな地震・津波対策等、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定することは、国民への重要なメッセージとなるとともに、我が国に対する国際的な信頼と正しい認識を取り戻す必須の第一歩と考えます。

よって、政府においては、以下の事項について施策を講ずるよう強く要望します。

- 1 被災地への復興支援策の実施とともに、震災によるこの国家的危機に当たり、国民及び国内に在住・在留する外国人の生命と財産を守る防災対策をはじめとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施すること。
- 2 今回の震災は、日本の歴史上類例を見ないほど広域的かつ複合的な災害であるため、復興に当たっては、既存の縦割りの制度の枠組みを超える一元的かつ総合的な対策を実施すること。
- 3 復旧・復興に当たっては、被災者の生活再建を基本として、被災地の特性や被災者の意向を十分に踏まえ、震災復興に向けた中長期的な視野に立った総合的な復興

ビジョンを速やかに策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年7月1日提出

提出者	さいたま市議会議員	関根信明
	同	神崎功
	同	上三信彰
	同	山崎章
	同	細沼武彦
賛成者	さいたま市議会議員	萩原章弘
	同	高柳俊哉
	同	輿水恵一
	同	神田義行
	同	土井裕之